



平成27年 6月24日

国立大学法人東北大学

総長 里見 進 殿

国立大学法人東北大学

監事 小林 邦英 

監事 藤田 宙靖 

平成26年度監事監査報告書の提出について

平成26年度の監事監査が終了しましたので、国立大学法人東北大学監事監査規程第11条の規定に基づき、別紙のとおり監事監査報告書を提出いたします。

平成26年度監事監査報告書

平成27年6月24日

国立大学法人東北大学

監事 小林 邦 英

監事 藤 田 宙 靖

平成26年度監事監査報告書目次

I. 監事監査の概要	
1. 監査の基本方針	1
2. 監査事項、重点事項、実施時期及び監査方法等	1
(1) 業務全般の監査事項	1
(2) 決算監査	1
(3) 実施時期	1
(4) 監査の方法等	2
(5) 監査報告	2
3. 監査の補助者及び協力者	2
II 監査結果	
1. 総論	3
2. 重点事項毎の監事意見	
(1) 里見ビジョンにおける7つのビジョンの進捗状況について	4
(2) 東北大学災害復興新生研究機構における機構コミットメント型プロジェクトの進捗状況について	4
(3) 第2期中期目標及び年度計画の実施状況等について	5
(4) 大学改革実行プランと東北大学のグローバルビジョンについて	6
(5) 高度教養教育・学生支援機構及び高等研究機構の設置について	
1) 高度教養教育・学生支援機構	7
2) 高等研究機構	8
(6) 公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為に対する対応状況について	9
(7) 個人情報取り扱いについて	10
(8) 監事監査における監事意見への対応状況のフォローアップについて	
1) 「論文投稿に関わる研究者倫理の検討委員会」について	10
2) 研究費不正使用防止計画推進委員会について	10
(9) 学校教育法及び国立大学法人法等の改正（平成27年4月1日施行）に伴う本学の対応について	10
3. 財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見	11
4. 平成26年度監査全体を通じての意見	
(1) 組織運営	12
(2) 研究	12
(3) 教育	13

(4) 財務	13
(5) 国際交流	14
(6) 内部統制システム	15
(7) その他	
1) 出資事業について	15
2) 業務運営改革推進について	16
5. 平成26年度監事監査において改善を求める事項	
(1) 改善を要する点	17
(2) 改善が望まれる点	17
おわりに	18

I 監事監査の概要

国立大学法人東北大学監事監査規程（平成16年4月1日規第79号。以下「監事監査規程」という。）第7条の規定に基づき、平成26年度に実施した監事監査は、以下のとおりである。

1. 監査の基本方針

監事監査規程及び国立大学法人東北大学監事監査実施細則（平成17年12月27日監事裁定。以下「監事監査実施細則」という。）に基づいて、本学の掲げる目標が確実に実施され、また財務報告の信頼性が確保されるとともに、社会の情勢に適切に対応し広く社会の要請と期待に応える必要があるとの観点から、本学の業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、監事監査を実施した。

2. 監査事項、重点事項、実施時期及び監査方法等

(1) 業務全般の監査事項

業務全般の監査は、監事監査実施細則第3条に定める事項について監査した。

特に、平成26年度は、次の事項を重点事項とした。

- 1) 里見ビジョンにおける7つのビジョンの進捗状況について
- 2) 東北大学災害復興新生研究機構における機構コミットメント型プロジェクトの進捗状況について
- 3) 第2期中期目標及び年度計画の実施状況等について
- 4) 大学改革実行プランと東北大学のグローバルビジョンについて
- 5) 高度教養教育・学生支援機構及び高等研究機構（仮称）の設置について
- 6) 公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為に対する対応状況について
- 7) 個人情報の取り扱いについて
- 8) 監事監査における監事意見への対応状況のフォローアップについて
- 9) 学校教育法及び国立大学法人法等の改正（平成27年4月1日施行）に伴う本学の対応について

(2) 決算監査

決算監査は、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査した。

(3) 実施時期

1) 業務全般及び重点事項の監査

各監査項目に関連する本学の運営状況及び検討状況等を勘案し、効果的

な監査となるよう、通年の中で実施した。

2) 決算監査

平成26年度決算終了後の平成27年6月に実施した。

(4) 監査の方法等

監事監査実施細則第5条に定める方法のほか、以下の方法による。

- 1) 監事として役員会、経営協議会、教育研究評議会、運営企画会議、その他重要な会議に出席するほか、必要に応じて役員及び職員に質問し、又は説明若しくは資料の提供を求める。
- 2) 監事に回付されることとされている重要な文書を確認する。
- 3) 「学外開催の研修会」、「他大学との情報交換」及び「国立大学法人等監事協議会」などに参加し、監事監査の客観性・的確性の向上を図る。
- 4) 決算監査における財務諸表等の監査に関しては、会計監査人が会計の職業的専門家として財務諸表等の監査を行うものであることを前提として、会計監査人から報告及び説明を受け、監査の方法とその結果の相当性を評価した上で、当該会計監査人の監査を利用することができるものとする。

(5) 監査報告

監査報告書は、決算検査を含めた監査終了後に、総長に提出する。

3. 監査の補助者及び協力者

監事監査規程第6条第1項及び第2項に定める職員を補助者及び協力者とする。

II 監査結果

1. 総論

業務全般の監査に当たっては、監事監査規程及び平成26年度監事監査計画書に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局長連絡会議、運営企画会議、病院運営諮問会議等重要な会議に出席し、審議経過及びその結果の確認を行った。

「平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書」、「平成25年度に係る業務の実績に関する評価の結果」、「国立大学法人東北大学の中期目標変更の意見の提出」、「内部監査報告書」、「内部監査における改善措置の報告」、「土地の譲渡に関する報告」等監事に回付された業務に関する重要な文書を確認するなどして、業務活動の把握を行ってきた。また、具体的な内容については、担当理事・副学長、部局責任者等との面談及び資料・説明書面等によって監査を実施した。

さらに、「独立行政法人制度改革関連法の一部改正（平成26年6月13日公布）」、「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正（平成26年6月27日公布）」、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部改正（平成26年8月29日公布）」、「学校教育法及び国立大学法人法等の改正（平成27年4月1日施行）」が行われ、ガバナンス機能の強化として、学長のリーダーシップの確立、学長の選考・業績評価、教授会の役割の明確化、監事の役割の強化等が求められている。これらへの本学での準備・取り組みについては、当初の監査計画にはなかったが新たに事項を立てて監査を実施した。

決算監査については、総長から毎月会計検査院長あてに「計算証明に関する指定に基づく書類」を提出している旨の報告を受けているほか、「帳簿金庫検査の結果」、「平成26年度国立大学法人施設整備費補助金交付決定通知について」等監事に回付された文書を確認してきた。また、会計監査人から監査概要の説明を受けて意見交換を行うほか、四者協議会（財務担当理事、監事、会計監査人、内部監査担当理事）において意見交換を実施した。さらに、会計監査人及び本学担当者から報告・説明を受け、監査の方法とその結果の相当性を評価する方法で実施した。

その結果は、以下のとおりと認められる。

- (1) 業務の執行状況は、本学の掲げる開学以来の「研究第一主義」の伝統、「門戸開放」の理念及び「実学尊重」の精神を基に、大学の基本的な目標を掲げ、中期目標の実現に向けた中期計画、年度計画に沿って、適正、効果的かつ効率的な運営に努めている。
- (2) 「平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は、実施状況を正しく表示している。
- (3) 財務諸表は、国立大学法人会計基準等に従い作成され、法人の財政状況及び運営状況を正しく表示している。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従い、決算の状況を正しく表示している。
- (5) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当である。
- (6) その他、法令若しくは国立大学法人法に反する重大な事項はない。
- (7) 国立大学法人等の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する

重大な事実はない。

(8) 監査のため必要な調査ができなかったことはない。

2. 重点事項毎の監事意見

(1) 里見ビジョンにおける7つのビジョンの進捗状況について

文部科学省においては、平成24年6月に、「大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～」を策定し、平成25年11月に「国立大学改革プラン」を公表している。

本学では、「ワールドクラスへの飛躍」と「復興・新生の先導」の2つの目標を達成する具体的な道筋を明らかにするために「里見ビジョン」を平成25年8月に公表しており、里見ビジョンの策定の取り組みは早い時期から行われ、文部科学省が求めている国立大学改革を先取りする形での策定ととらえることができる。

また、平成26年5月には、7つのビジョンに連動した部局ビジョンが策定され、部局のミッション、機能強化に向けた取組方針、重点戦略・展開施策を一体的に提示し、部局ごとのミッションを踏まえた多彩な教育・研究・社会連携活動の最前線における目標が具体的に掲げられている。これらを通して、双方からなる「東北大学グローバルビジョン」として本学の将来像が提示され、5年後における本学の発展充実が期待される。

なお、「東北大学グローバルビジョン」は、本学ホームページでも公開されており、学内外から注視されているものと思われる。特に、検討の経緯或いは関係資料については、本学学内専用ホームページでも公開されており、学内全構成員に浸透しているものと理解する。

里見ビジョンにおいては、工程が示されているが、予定通りの進捗状況であると判断できる。なお、その進捗状況については、可能な範囲で公表しても良い。

(2) 東北大学災害復興新生研究機構における機構コミットメント型プロジェクトの進捗状況について

8大プロジェクトに加え平成26年度からスタートした廃炉プロジェクト等については、「東北大学復興アクション」、「東北大学災害復興新生研究機構シンポジウム」において、これまでの成果等が報告・公開されている。

さらに、平成27年3月14日～18日の期間、「第3回国連防災世界会議」が仙台市で開催され、会議には各国首脳、閣僚、国際機関代表、NGO等の187か国約6,500人が参加した。また、パブリック・フォーラム等の開催を通じ、全体で延約15万人が参加した。

本学からはこれまで取り組んできた減災・防災に関する経験・知見等を国内外に発信し、国際貢献を行う重要な機会として位置付け、総合フォーラム4件、シンポジウム・セミナー34件、ブース展示16件、ポスター展示8件、キャンパスツアー(4コース)などを行った。平成27年3月15日(日)には、終日、東京エレクトロンホール宮城大ホールを会場に東北大学災害復

興新生研究機構シンポジウムを開催し、冒頭に潘基文国連事務総長からの特別講演があり、「国連アカデミック・インパクト」のメンバーである東北大学の100を超える復興プロジェクトの取り組みについて、特に「災害統計グローバルセンター」設置については、新たなグローバル災害のリスク削減に向けた取り組みとして、大変期待しているとの話があった。

また、同機構では、平成26年7月に『復興アクション 第4版』を作成、さらに国連防災世界会議に合わせ『復興アクション 第5版』（日英併記）を作成し、8大プロジェクト及び復興アクション100+のこれまでの活動や成果を取り纏めたほか、ホームページを設け、「機構について」（ごあいさつ、機構概要、冊子「復興アクション」、関連資料）、「8つのプロジェクト」、「復興アクション100+」、「ピックアップ」（お知らせ、活動報告、イベント）、「取り組み紹介」（復興計画策定等への貢献、本学の取り組み、学生ボランティア）について、大学の貢献を内外に発信しているが、このことは高く評価できる。

研究成果の発信・実践するための組織として、また、政府、各省庁、自治体・住民、国内外関係機関・企業との連携により、復興ビジョン・計画に関してワンストップサービスでの貢献について、今後のさらなる活動に期待したい。

(3) 第2期中期目標及び年度計画の実施状況等について

国立大学法人評価委員会における「平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果」において、全体評価では「法人の基本的な目標に沿って計画的に取り組んでいることが認められる。」との評価がされており、とりわけ戦略的・意欲的な計画を定めて、積極的な取り組み、機能強化に向けた取り組みをしているとして、全学的観点での指針として策定した「里見ビジョン」の下、「教育」、「研究」、「震災復興」、「産学連携」、「社会連携」、「キャンパス環境」、「大学経営」の7つのビジョンの下に14の重点戦略を設定した事業の展開、が計られていることが特筆されている。

項目別評価では、「Ⅰ. 業務運営・財務内容等の状況」の（1）業務運営の改善及び効率化に関する目標、（2）財務内容の改善に関する目標、（3）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標、（4）その他業務運営に関する重要目標、のすべてにおいて「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評価であった。

「Ⅱ. 教育研究の質の向上の状況」においては、13の事項が注目されるものとして評価されている。この中でも「平成24年度補正予算（第1号）関係」については、「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評価であった。

平成25年度は、第2期中期計画4年目、総長就任2年目にあたり、里見ビジョンの策定は、中期計画に対する年度計画と連動するものであり、重点戦略に対する作業工程を示し、大学改革実行プランが求めている総長のリーダーシップの発揮を具体化しているものである。

一方で、昨年度課題とされた以下の事項については、平成26年度中に処置済みであることを確認した。

- ① 大学院専門職学位課程について、学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことから、今後、速やかに、定員の充足に向けた取組が望まれること
- ② 複合機による学生の個人情報外部から閲覧できる状態にあった事例や、病院職員が研究のために作成した患者の個人情報を紛失する事例があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれること
- ③ 会計検査院から指摘を受けた災害復旧事業により購入するなどした研究設備の地震対策については、策定した計画に従って着実に実施すること

また、文部科学省が進めている「国立大学改革プラン」では、大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学を目指して、各大学の機能強化の視点として、強み・特色の重点化、グローバル化、イノベーション創出が掲げられている。

この点、本学では、大学改革を進める中で、或いは社会の様々な要請に応えるため、新しい目標を設定して、適宜中期目標・中期計画を変更して対応にあたっており、評価できる。

(4) 大学改革実行プランと東北大学のグローバルビジョンについて

若い世代の「内向き志向」を克服し、国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図るため、大学教育のグローバル化のための体制整備を推進することとしたスーパーグローバル大学等事業「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」に本学は採択されている。平成26年度末に経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援プログラム委員会により行われた中間評価において、総括評価がA「これまでの取り組みを継続させることによって、事業目的を達成することが可能と判断される。」とされた。

「東北大学グローバルイニシアティブ構想」、「東北大学グローバルビジョン」等と連帯しながら事業目的の達成を実践して、最終評価での総括評価がSとの評価になるよう、なお一層の取り組みを期待する。

スーパーグローバル大学創成支援事業は、我が国の高等教育の国際競争力の向上を目的に、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進める、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対し、制度改革と組み合わせ重点支援を行うこととしている。

本学が提案した「東北大学グローバルイニシアティブ構想」が採択されたことを受け、本構想における各種推進策の実施体制（グローバルイニシアティブ構想推進本部、国際連携推進機構及び国際共同大学院機構の設置等）等

の検討を重ね、国立大学等の機能強化を推進する改革構想として平成26年度スーパーグローバル大学等事業スーパーグローバル大学創成支援事業に採択され取り組みを実施してきた国際共同大学院プログラム部門、東北大学リーディングプログラム推進機構を改組したリーディングプログラム部門及び国際高等研究教育院の3つからなる東北大学学位プログラム推進機構が平成27年4月1日に設置されることとなっている。これら、本学における今後の大学改革及び国際競争力強化の取り組みに向けた構想の整備に注視したい。

「東北大学グローバルビジョン」の構成をなす「里見ビジョン」については、前述のとおり順調に進捗している。

一方の「部局ビジョン」については、平成26年7～8月にかけて総長と各部局長との面談において達成目標等について確認が行われているところであり、具体的な目標達成に向けた活動状況は平成27年度の監事監査において確認する。

(5) 高度教養教育・学生支援機構及び高等研究機構の設置について

1) 高度教養教育・学生支援機構

高度教養教育・学生支援機構は、高度教養教育及び学生支援に関する調査研究、企画及び提言並びにそれらの方法の開発及び実施を関係部局との連携の下、一体的に行うことにより、本学の教育の質の向上に寄与するために、学内共同教育研究施設等として、平成26年4月1日に設置された。

機構には、教育研究活動全般を発展させるための部門(内部組織として室)及び教養教育院と、機構の目的を達成するための業務を行う以下の11の業務センターを設置している。

- ① 教育評価分析センター
- ② 大学教育支援センター
- ③ 入試センター
- ④ 言語・文化教育センター
- ⑤ グローバルラーニングセンター
- ⑥ 学際融合教育推進センター
- ⑦ 学習支援センター
- ⑧ キャリア支援センター
- ⑨ 学生相談・特別支援センター
- ⑩ 保健管理センター
- ⑪ 課外・ボランティア活動支援センター

機構の運営体制及び事務組織は、

- ① 機構の業務を掌理するために機構長を置き、機構長を補佐する副機構長を置いている。
- ② 部門、室及び教養教育院の業務を掌理するために、それぞれ、部門長、室長及び教養教育院長を置いている。
- ③ 業務センターの業務を掌理するためにセンター長を置き、センター長を補佐する副センター長を置いている。

- ④ 組織、人事、予算その他運営に関する重要事項を審議するために教授会議を置いている。教授会議には、人事委員会及びその他必要な事項を審議する専門委員会を置くことができるとなっており、現在、5つの専門委員会が置かれている。
- ⑤ 機構長の職務遂行を補佐するために必要な協議及び調整、並びに教授会議等の議題整理等を行うことを目的として、機構長補佐会議を設置している。

同機構は、高大接続と入試、全学教育の開発と推進、高等教育国際化の推進、学生相談と学生支援、保健管理と健康指導、高等教育の研究と開発を行い、これらの成果を評価分析し、質的向上を図る各種の専門性開発活動を行う総合的な役割を果たすとともに、高等教育推進の高いポテンシャルを有した組織とプログラムを統合し、新たな高等教育のモデル構築を目指している。さらに、高度教養教育の開発と提供、多様性の柱として多様な学生のニーズに応える学生支援の開発と実施を目指すこととしており、今後の活動が期待される。

2) 高等研究機構

高等研究機構は、東北大学原子分子材料科学高等研究機構（平成19年10月1日設置）及び東北大学知の創出センター（平成25年10月16日設置）から構成することとして平成26年7月1日に設置された。

原子分子材料科学高等研究機構は、材料科学における世界拠点となるべく新たなシステム作り・研究活動の取り組み、数学との連携により予見に基づいて材料を開発できるような新学理を創出するための基礎的研究の推進、開発された先端材料を社会に役立たせるためのデバイス・システム開発も行い資源や環境など人類に課せられた問題の解決に貢献することをミッションとしており、その研究成果は、マスコミ等で取り上げられており、特徴としている「世界にほかとなない、研究所レベルでの材料科学と数学とのコラボレーション」、「研究者の半数以上を外国人が占める国際的な研究環境」を十分発揮している。

知の創出センターは、日本初の本格的訪問滞在型研究施設として設置したもので、中核となる活動は、人類の課題や世界動向を踏まえた戦略研究テーマを設定し、そのテーマを牽引するノーベル賞級研究者を中心に、多様な分野の著名な訪問研究者を世界から集結させ、課題の解決に挑戦することとしている。推進する研究プログラム「知のフォーラム」は、3か月程度の期間に設定された研究テーマに関わる研究者が滞在し、集中的に共同研究を推進する「テーマプログラム」を実施している。

平成26年度には、

- ・ 災害科学国際研究所による「大震災の復興と今後の国際防災戦略—実践防災学の創成」
- ・ 経済学研究科による「大規模大量データ時代の統計解析と社会経済での利活用」

- ・東北メディカル・メガバンク機構による「次世代の医療情報インフラストラクチャ機構に向けて」を実施している。

平成27年3月には「知のフォーラム」の拠点となる知の館が完成しており、研究環境が整い今後の活動が大いに期待される。

平成27年3月27日になって開催された第1回の運営委員会では、機構の運営を含めたあり方・進め方等を審議、意見交換がなされ、「本学の研究力を高めるため、様々な活動について支援する必要がある。」「機構の運営に関して、ワーキンググループの設置も含め検討したい。」「設置、活動に関する予算の確保、世界最高水準の研究実施のための附置研究所との関係も考慮しつつ、部局横断的な組織としての活動が必要である。」等の建設的な意見があった。

これらを設置当初からの運営に反映させるためにも、機構設置早々に運営委員会が開催されていることが望ましかったと考える。

(6) 公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為に対する対応状況について

公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為に対する対応状況については、平成26年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日付け25文科振第620号 文部科学省研究振興局長通知）」の改正、及び文部科学大臣決定として、新たなガイドライン「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が平成26年8月26日に策定された。

本学においては、主な対応として以下の対応がとられている。

- ・「東北大学における研究費の適正な運営・管理のための大綱」と「国立大学法人東北大学研究費不正使用防止計画推進委員会規程」を統合して、「国立大学法人東北大学における研究費の運営及び管理に関する規程」の制定
- ・「国立大学法人東北大学における研究費の適正な使用の推進のための行動規範(仮)」の制定
- ・「不正使用防止計画」の改正
- ・「確認書」と「研究費の適正な経理等に関する申告書」を統合した「研究費の適正な経理等に関する申告書（兼誓約書）」の制定
- ・「新たな教育活動（コンプライアンス教育）」の制定
- ・「国立大学法人東北大学会計規程及びその下位規則並びに通知、マニュアル等」の改正
- ・「研究活動における不正行為への対応ガイドライン（案）」の制定
- ・「研究成果を適切に発表するための指針」の改定

本件に関連して、毎年新任教員に対して、研究不正及び研究費の不正使用について研修会で担当理事から説明されており、大学側からの周知については十分なされているものと推定される。しかしながら、欠席者への周知につ

いてはどのような対応がなされているのか、受け手となる教員等が、その内容を十分に理解しているのか把握しきれない状況と考えられる。特に、研修会や説明会に出席しない教員等への周知について、もう一段踏み込んだ対応が望まれる。

この点、研修への参加は、本人の意思に委ねられている側面が強く、所属部局長の勧奨或いは事務部責任者の受付での確認等全学を挙げた取り組みが必要なものと考ええる。

平成26年9月9日付文部科学省課長通知「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」の中に、研究における不正行為、研究費の不正使用の防止が含まれていることから、今後も注視する。

(7) 個人情報の取り扱いについて

本学の個人情報の取り扱いについては、「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」を柱とする規則等を整備して、総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の設置、本学における保有個人情報の管理に係る重要事項について審議するための個人情報保護委員会を設置して管理体制を整えている。

職員への教育・啓蒙活動においても、研修会の開催やホームページ上での質疑形式説明を行うなど十分な活動を行っている。

また、情報セキュリティに関しては、「東北大学情報セキュリティポリシー」、「情報システムの運用及び管理に関する規程」を基本とする規則等を策定して、管理・運営体制を整備している。

今後も、情報伝達手段の多様化、通信機器の進歩等社会情勢が変わることが予想され、柔軟に対応する体制の構築が望まれる。さらには、情報セキュリティの維持・管理、ファイアウォール等のアクセス制限強化、セキュリティソフトの提供と導入の促進等の個人情報の適切な管理の強化が必要なことから、継続的な予算措置が必要なものと考ええる。

何よりも個人の意識が重要なことから、継続的な啓蒙活動が望まれる。

(8) 監事監査における監事意見への対応状況のフォローアップについて

1) 「論文投稿に関わる研究者倫理の検討委員会」について

2) 研究費不正使用防止計画推進委員会について

は、前述「(6) 公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為に対する対応状況について」において、適正なフォローアップがなされていることを確認している。

(9) 学校教育法及び国立大学法人法等の改正（平成27年4月1日施行）に伴う本学の対応について

「独立行政法人制度改革関連法の一部改正（平成26年6月13日公布）」、「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正（平成26年6月27日公布）」、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部改正（平成26年8月29日公布）」が行われた。

本学では、文部科学省からの通知を受けて、平成26年9月5日付で総長から監事あてに「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び

学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について」の文書が回付された。

さらに、平成26年10月9日付で法務コンプライアンス担当副学長から監事あてに「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う対応について」の依頼文書が回付された。

内容は、法律改正の概略の説明、今後の作業スケジュールの予告、文部科学省への調査回答時における監事意見書添付の依頼となっている。

内部規則等の総点検・見直し、規程等の改正における本学での対応状況は、運営企画会議、部局長連絡会議等で審議される手順を踏んでおり、部局からの意見を反映させている。

作業過程では、今回の改正法令の解釈に当たっては文部科学省に確認を行った上で進めている。対応の骨子として、今回改正された学校教育法、学校教育法施行規則、国立大学法人法、国立大学法人法施行規則におけるそれぞれの全ての事項について、個別に対応しており、適切に機能するよう所要の点検・整備が行われた。

監事は、運営企画会議、部局長連絡会議・教育研究評議会に陪席し、作業の進捗状況、審議内容を確認している。さらに、平成27年4月には所掌課の企画総務部法務課長及び法務課法規係長から、学内規則等の整備状況及び規程、裁定、基準等体系について、報告・説明を受けている。

本学での対応は、各理事・副学長、各部局長、本部事務機構各部長、総長室主任経営企画スタッフ、監査室長に周知され、当該部署での点検・見直しを受けて所掌部署での最終確認の後、運営企画会議、部局長連絡会議・教育研究評議会での審議を経るなど丁寧な手順を踏んでおり、十分であると判断する。

3. 財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見

本学が財務諸表を文部科学大臣に提出する際に付さなければならないとされている監事の意見書に関し、平成26年度は次のとおりである。

私ども監事は、国立大学法人東北大学の業務全般を監査する中で、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）における本学の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、附属明細書。以下「財務諸表」という。）及び決算報告書について監査した。

その結果につき以下のとおり報告する。

(1) 監査の方法の概要

監事は、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表及び決算報告につき検討を加えた。また、国立大学法人東北大学監事監査規程等の定めるところ

ろに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から業務運営の報告を聴取し、主要な部門において業務及び財産の状況を調査した。

(2) 監査の結果

- ① 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- ② 財務諸表は、当大学の財務状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人業務実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- ③ 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示していると認める。

4. 平成26年度監査全体を通じての意見

(1) 組織運営

本学では、国立大学法人法で定める、役員会、総長選考会議、経営協議会、教育研究評議会の審議機関を設置するほか、法人の経営及び本学の教育研究等に関する基本方針の企画立案並びに法人の経営及び本学の教育研究等に関する重要事項についての総合調整を行うため、総長室を置いている。さらに、総長の職務を補佐するものとして、副学長、総長補佐、総長特別補佐を置いている。また、役員会との密接な連携のもとに、本学の教育研究及び運営の円滑な執行に関し必要な事項について協議するとともに、部局共通の管理運営事項について審議・調整を行う機関として、部局長連絡会議を設置している。このような運営体制をとっており、構成員からの意見の徴収を行いながら法人の運営を行っており、総長のリーダーシップが発揮されているものと判断できる。

今般の国立大学法人法等の一部改正に伴う独立行政法人法通則法の規定の準用において、第二十一条の四「役員の忠実義務」が適用されることとなった。これを受けて本学の業務方法書が改正され役員の管理責任が明確になったことから、本学における権限規程の見直し・整備が必要なものとする。

(2) 研究

本学が目指す世界リーディング・ユニバーシティへの挑戦に寄与することが期待される研究プロジェクトに対する研究支援制度として、世界をリードする独創的な研究拠点の形成、本学の持続的発展に資する基盤の形成、政策的・社会的課題解決に貢献するイノベーションの創出を目的とした研究プロジェクトを重点的に支援することにより、本学が最先端研究成果をもって地球規模で克服すべき重要課題を解決し、人類社会の発展に貢献することを目的として東北大学重点戦略支援プログラムを平成22年に策定した。

採択された8課題のうち6課題が平成26年度末で終了したが、広範な関連研究領域への拡大或いは知のフォーラムとの連動による大きな相乗効果が見込まれることから、2課題が1年間の延長が認められた。

これらの研究成果は、新領域の構築、世界的研究拠点の形成、イノベーシ

ョンにつなげる仕組みの構築等期待通りの成果が見られることから、今後何らかの形で公表しても良い。

さらに、平成27年度以降においても同程度の研究支援制度の構築については、継続が望まれる。

本学では創設以来、社会で実用される研究が奨励されてきたことに加え、大学での研究に端を発した企業が複数設立されてきたなど、実学が大変重視されている。昨今、成果或いは評価が重要視されているが、これらを生み出す基礎研究に対しても、長期的観点にたった経費面、施設面、組織面等において十分な配慮が必要なものとする。

(3) 教育

平成26年度に実施された大学機関別認証評価において、「本学は大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」のと評価結果を得た。

主なすぐれた点として、国際高等教育院は世界的な若手研究者トップランナーを養成する高度な大学院教育を実践している等8項目が挙げられている。

一方で、主な改善を要する点として、大学院の一部研究科において入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低いとの指摘があった。入学定員充足率が低い研究科には更なる改善の努力を求められるが、入学定員超過率が高い研究科については、研究科の特性が打ち出されたものであり、機構の評価とは別に、当該研究科教員の努力の結果と評価したい。

改善が望まれる点については、第三期中期目標・中期計画につながることから、万全の対応が望まれる。

(4) 財務

平成26年度は貸借対照表においては固定資産が増加し、特に建物等が約281億円の増となっているが、これは前年度以前から繰り越した運営費交付金や、施設整備費補助金等を財源とする復旧・復興関連事業の実施や業務達成基準を適用した学内プロジェクト等によって計画的な教育研究施設整備が実施されたことを主な要因とする。

経常収益・経常費用は共に1,400億円台で、過年度からの繰越事業の実施等によって前年度より規模が拡大している。

経常収益は総額約1,462億円であり、前年比約53億円の増加となっている。主な増減として、運営費交付金は大学改革促進係数(1.3%)等によって第2期中期目標・中期計画期間を通じ減少傾向にあるが、平成26年度は、平成24年度から2ケ年に渡り実施された「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた運営費交付金の減額措置の終了、繰越運営費交付金による復旧・復興関連事業の実施等の影響により運営費交付金収益は前年比約57億円増の477億円となっている。また、附属病院収益は増収計画の確実な実施等を主な理由として毎年増加し、平成26年度も対前年比12億円増の365億円となっている。補助金収益は大型補助金事業である東北メディカル・メガバンク事業の拠点施設整備が平成25年度に

完了したこと等により44億円減の121億円となっているが、外部資金獲得努力により、受託研究収益、寄附金収益が前年度より増加している。

一方、経常費用は総額約1,424億円であり、前年比約45億円の増加となっている。最も大きな増減要因としては、人件費の対前年比39億円増加があるが、これは収益と同様に「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与引き下げ措置の終了に伴い、給与支給水準が平成23年度以前の水準に回復したこと、及び教員の定年延長の段階的実施の影響により前年度退職者が少なかったことが主な要因となっている。その他の経費では、診療経費が増収見合いで対前年比5億円の増加となっているが、診療材料の購入価格見直し等、経費抑制に努めている。教育、研究経費もスーパーグローバル創成支援事業等の補助金受入等によって増加している。また、経常費用における業務費用が増加するなか、経費節減等による管理的経費の抑制に努め、一般管理費は対前年比4億円減の33億円となっている。

このように、運営費交付金が毎年減少していく中、病院の増収、外部資金獲得努力等によって自己収入を確保することで減額分を補うとともに、経費節減により管理的経費を抑制し、教育研究に手厚く充当することで教育研究環境の維持整備に努めている。

(5) 国際交流

大学間学術交流協定を多数の大学と締結しており、留学生の派遣・受け入れが頻繁に行われている。

大学間学術交流協定の締結状況は、平成27年3月31日現在で197機関32ヶ国・地であり、平成26年8月現在の190機関32ヶ国・地域より増加している。

外国人研究者受入状況は、平成25年度実績で1760人、65国・地域であり、平成24年度実績(1587人、61国・地域)より増加している。

外国人留学生の受け入れについては、平成26年5月1日現在で83カ国・地域、1,532人で、前年度外国人留学生数(78カ国・地域、1,436人)より増加している。

教職員の海外渡航者数は、平成25年度実績6,6814人となっており、前年度実績6,401人より増加している。

また、東北大学グローバルビジョン推進のための新たな戦略的人事制度の構築を目指して、国立大学法人東北大学特別招聘プロフェッサー制度に関する要項を制定して、年俸制を整備して、外国研究者を招へいしやすくしている。

一方では、

環太平洋大学協会

(Association of Pacific Rim Universities)、

東アジア研究型大学協会

(Association of East Asian Research Universities)、

日独6大学コンソーシアム

(Heidelberg, Kyoto, Karlsruhe, Tohoku (in Sendai),
Göttingen, Osaka)、
欧州トップレベルエンジニア養成
(Top Industrial Managers for Europe)、
日英産学連携スキーム
(Japan-UK Research and Education Network for Knowledge
Economy Initiatives)
の国際的な大学連合へ加盟している。

これらの取り組みは、

- 1) 国際学術ネットワークを通じた世界最高水準の研究を推進する。
- 2) 広く世界から意欲と能力を備えた俊秀を受け入れて世界の発展に役立つ指導的人材を育成する。
- 3) 研究教育を国際社会に発信するとともに、国際貢献に活用する。
- 4) 上記を達成するために研究・教育基盤を強化し、本学の国際的知名度・信頼性を向上させる。

を主要目的とする国際交流戦略基本指針を着実に実行しているものと考える。

総長が掲げているワールドクラスへの飛躍に向けて国際化の推進が一層図られ、国際交流は拡大の方向にある。教育・研究面での交流が盛んになり、留学生・外国人研究者の受け入れ、教職員の海外派遣が今後も増加することが見込まれ、本学の国際化推進及び国際的貢献への寄与に期待したい。

(6) 内部統制システム

本学では、平成27年1月21日付の文部科学省高等教育局国立大学法人支援課からの「国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(事務連絡通知)を受けて、国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制等の整備について、作業を開始した。

本学では、内部統制委員会を設置しないが、危機管理委員会、利益相反マネジメント委員会、コンプライアンス委員会、研究費適正運営管理委員会、公正な研究活動推進委員会、入札監視委員会等が設置されており、内部統制体制の整備が行われている。

整備にあたっては、学内諸会議、関係部署への周知等丁寧な手順を踏んでおり、文部科学省が求めている106項目の業務方法書において記載すべき具体的な事項に対して1項目ごとに、業務方法書上該当する条文、対応する事実の確認を行っており、十分なものであると判断する。

具体的な整備状況及び運用については、平成27年度以降の監事監査において毎年確認することとする。

(7) その他

1) 出資事業について

本学は、東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社の発起人として提出した産業競争力強化法に基づく「特定研究成果活用支援事業計画」に対し、平成26年10月31日付けで文部科学大臣・経済産業大臣からの認定を受け、さ

らに、平成27年2月20日付けで東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社に対する本学からの出資金（資本金等としての出資）の額が文部科学大臣から認可された。

これを受けて、2月23日付けで同社の設立登記を行い、東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社が設立されている。

会社概要

社名：東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社

(Tohoku University Venture Partners Co., Ltd.)

所在地：宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号

(東北大学産学連携先端材料研究開発センター棟5階)

設立日：平成27年2月23日

発起人：国立大学法人東北大学（総長 里見 進）

株主：国立大学法人東北大学（100%保有）

事業内容：投資事業等（特定研究成果活用支援事業）

設立時発行株式：普通株式 1,200株（1株5万円）

出資金：6,000万円（資本金3,000万、資本準備金3,000万）

役員：代表取締役 八浪 哲二

社外取締役 土岐 大介、山崎 達美、田中 光江

社外監査役 山崎 彰三、瀬戸 篤

東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社が設立されたことを受けて、同社を無限責任組合とする投資事業有限責任組合（ファンド）の文部科学大臣・経済産業大臣による計画認定及び本学からファンドに出資する金額の文部科学大臣による認可を経て、投資活動が開始されることになっている。

認定特定研究成果活用支援事業者・東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社は、本学とも連携し、本学の研究成果の事業化促進に向けた取り組みを進め、研究成果の活用促進を通じた社会的価値の創出及びイノベーションエコシステムの形成を促進していくこととしている。

今後は、国立大学法人法の改正を踏まえた本学の対応とともに、個々の事業化推進事業型共同研究事業（以下「BIP事業」という。）の進捗状況及び配分された予算の執行状況を注視することとする。

2) 業務運営改革推進について

本学では、業務運営改革についてこれまで総務企画部長等が兼務して行っていたところであるが、平成26年10月1日付で総長室に業務運営改革推進担当の主任経営企画スタッフ（1名）を配置して本格的に取り組んでいる。

平成26年度は、業務運営改革タスクフォースとして、以下の5つを設置した。

- ① 購買業務タスクフォース
- ② 旅費業務タスクフォース
- ③ 学生証・教職員身分証明書ICカード化検討タスクフォース
- ④ 文系4部局事務共通処理化タスクフォース

⑤ 教員の勤務時間管理タスクフォース

各タスクフォースでの検討項目は、国立大学が法人化されてから業務が多様化・複雑化したことによる処理状況を整理し、簡素化・効率化・集約化した事務機能の構築、運用、さらには事務経費の削減につながるもの期待される。

5. 平成26年度監査において改善を求める事項

(1) 改善を要する点

なし

(2) 改善が望まれる点

① 権限規程の見直し・整備

業務方法書が改正され役員の管理責任が明確になった。財務に関する規程等において明確にされているものもあるが、本学における権限規程の見直し・整備が必要なものとする。

② 大学機関別認証評価における評価結果において改善が望まれる点と評価された事項への対応

第三期中期目標・中期計画につながることから、万全の対応が望まれる。

③ 新任教員研修

対象者全員が出席できるような工夫が必要なものとする。

おわりに

第2期中期目標・中期計画期間の5年目にあたる平成26年度の活動状況について、監事監査を行った。

監事監査計画書に記載の監査方法で得た情報や、国立大学法人評価委員会からの平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果の通知等から、本学の業務が概ね適正かつ効率的に運営されており、大学全体としては、自ら掲げた目標及び課題に積極的に取り組んで、着実に進展していることが分かった。

ただし、国立大学法人の業務は、多種多様であり、監事として監査を行ったのは、それらの一部であることを明記しておく。この点については、平成24年1月17日付で国立大学法人等監事協議会が策定した「監事監査に関する参考指針」、平成26年2月12日に中央教育審議会分科会が公表した「大学ガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」、平成26年6月27日に公布された国立大学法人法の一部改正により監事の権限や機能強化の方向にある中、より広範な監事監査を行うために必要な予算や人的資源などの確保が喫緊の課題である。

本学は、東日本大震災により、大きな被害を被ったが、全構成員が一丸となって復旧、復興、新生に向けて、適切に対応してきたことが随所に伺え、高く評価できる。加えて、社会及び文部科学省が求める大学改革実行プランに対しても、本学は、国立大学法人として、使命と役割を見失うことなく、自主性・自律性を発揮した業務運営を行うことで、社会の期待に応えるべく対応している。監事としても、形式のみならず、実質により着目し、本学の業務の適切かつ効率的な運営が確保されているか、業務執行の適法性、妥当性の視点から監査にあたる所存である。

平成27年度は、第2期中期目標・中期計画の最終年となり、東北大学は更なる飛躍・発展を図り、学内外の評価を高めることが必要である。それに向けた努力をしていきたいと考えている。

最後に、監事監査の実施に当たっては、監査対象の部門の真摯な対応と説明及び協力、監査室の支援等関係者の多大なる協力を得た。改めて感謝申し上げたい。

監事 小林 邦 英
監事 藤 田 宙 靖